

令和7年度 赤磐市防災情報配信システム

構築及び導入業務

仕様書

令和7年7月

岡山県 赤磐市

令和7年度赤磐市防災情報配信システム構築及び導入業務 仕様書

1. 業務名

令和7年度赤磐市防災情報配信システム構築及び導入業務

2. 契約期間

契約締結日から令和8年3月6日までとする。

※詳細なスケジュールについては、別途協議の上決定する。

3. 目的

本業務は、当市の主な情報伝達手段の1つである赤磐市防災行政無線を補完し、市民への災害情報伝達手段の多重化・冗長化を図るとともに、緊急時だけでなく平時の広報・行政連絡にも活用することを目的とする。

特に、防災行政無線親局設備およびJ-Alert（全国瞬時警報システム）との連携を前提とし、これらで発信された情報をスマートフォン・タブレット端末向けに迅速かつ確実に配信できる体制を構築する。

本業務では、近年普及が拡大しているスマートフォン・タブレット端末で利用可能な防災行政情報発信システムのアプリケーション（以下「防災アプリ」という。）の構築および導入を行うものである。

4. 委託業務範囲

本業務に係る業務範囲を以下のとおり定める。

(ア) システム構築業務

- ・サーバ環境の構築
- ・防災行政情報発信システムのソフトウェア開発(将来的な機能拡張に対応可能な設計を含む)

- ・防災行政無線等、必要な機能への連携及び調整

(イ) システム導入業務

- ・防災アプリの公開
- ・防災アプリの取扱指導
- ・導入に係る説明会の開催

説明会では、防災アプリの利用方法に加え、配信管理アプリの操作方法についても説明すること。具体的には、以下の内容を含むものとする。

- ① 配信管理アプリの基本的な利用方法
- ② お知らせ情報の作成・配信（PUSH 通知含む）方法
- ③ コンテンツ配信機能の操作方法（PDF、画像、動画等の配信設定）

- (ウ) 各種試験等の実施及び検査成績書の作成
- (エ) 関係機関への届出・報告資料等の作成
- (オ) 保守点検運用業務の説明
- (カ) その他、発注者より指示のある関連事項

5. 発注者および受注者の責任分担

本業務の遂行にあたり、発注者および受注者の責任分担を以下のとおり明確にする。

区分	業務内容	責任主体	備考
防災行政無線との連携調整	親卓側メーカーとの連絡・調整	発注者	親卓の更新事業と並行するため
スマホアプリの開発・テスト	アプリ本体の機能実装・試験	受注者	発注者の仕様に基づく
配信管理アプリの操作研修	管理者向け説明会の実施	受注者	発注者立ち会いのもと実施
試験運用中の現場対応	実地での問い合わせ・不具合対応	受注者	発注者と協力して実施
J-Alert 連携に必要な設定	J-Alert システム側の設定確認・連携試験	受注者	

6. 納品物

本事業における動作環境、プログラムのほか、下記の成果品を納めるものとする。

品目	内容	数量
導入計画書	導入に係る実施体制、スケジュール等	1部 電子データ1式
システム構成図	システムの構成要素を記したもの	1部 電子データ1式
情報配信者用マニュアル	委託者が管理機能を扱うためのマニュアル	3部 電子データ1式
利用者用簡易チラシ	住民への周知・啓発等で活用する簡易チラシ	データ1式
検査成績書	検査成績書類等	1式
打ち合わせ記録簿	議事録	必要数
保守点検運用業務計画書	保守点検運用にあたっての実施体制等を記したもの	1式
その他必要書類	その他必要書類	1式

7. 防災情報配信ソフトウェア

7.1 ソフトウェア構成

提供するソフトウェアは以下のアプリケーションで構成されるものとする。

- (ア) スマートフォン端末用アプリケーション（以下「スマホアプリ」という。）
- (イ) 情報配信・管理用 Web アプリケーション（以下「配信管理アプリ」という。）

7.2 サーバ要件

本ソフトウェアが動作するにあたり、必要となるサーバは以下の要件を満たすものとする。

- (ア) 本ソフトウェアの稼働に必要なかつ十分な性能を有していること
- (イ) 今後のシステム拡張を見据えた、十分な拡張性と動作保証要件が明記されていること
- (ウ) スマートフォン利用者の個人情報・位置情報は収集・蓄積しないこと

7.3 ソフトウェアライセンス要件

受注者は発注者に対し、それぞれのアプリケーションについて、以下のようにライセンスを付与するものとする。

- (ア) システム全体の設定・管理を行う「システム管理者用アカウント」を1ライセンス提供すること
- (イ) 情報配信者用ライセンスを必要数提供し、必要に応じて追加提供が可能であること
- (ウ) スマホアプリの利用者ライセンスは、市民等の一般利用者が自由にインストールできるよう、基本的にインストール数に上限を設けず提供できること。ただし、インストール数に応じた段階的な保守費用体系を採用する場合は、その内容を提案書に明記すること。

8. 防災アプリ

8.1 スマホアプリ要件

スマホアプリは以下の要件を備えるものとする

- (ア) 2種類のアプリ (iOS、Android) を提供すること
- (イ) 対応 OS は、iOS13.0 以上、Android6.0 以上とすること
- (ウ) スマートフォンの標準ブラウザ設定が、iOS では Safari、Android では Chrome 相当の動作環境で正しく表示されること
- (エ) アプリの更新プログラムを作成する場合には、アプリストア上でリリースすること
- (オ) サーバとのデータの送受信は暗号化された通信で行うこと
- (カ) 受信済みの情報 (お知らせ等) はブラウザのキャッシュに保存するのではなく、端末が通信できない状態でも、アプリ内で受信済みの情報が確認できるよう、アプリ内部にデータを保存すること (端末内でのオフライン表示に対応すること)
- (キ) 通信不可等の理由により未取得の配信情報がある場合には、取得可能となり次第、自動で取得されること
- (ク) 初回利用時に地域やグループを指定することができ、受信するお知らせ等の情報を限定できること
- (ケ) 住所変更等を想定し、指定したグループは容易に変更できること

- (コ) お知らせ情報は件数に関わらず 90 日前までの情報が確認できること。または、保存件数が 300 件以上確保されており、保存上限を超えた場合には古い情報から自動的に削除される仕組みであること。
- (サ) アプリ内の画面デザインや配色は、当市のイメージカラー等を反映できるようにカスタマイズ可能であること。また、アプリの起動画面およびアプリアイコンのカスタマイズについては、提案により対応の可否および対応範囲を示すこと。

8.2 配信管理アプリ要件

配信管理アプリは以下の要件を満たすものとする。

- (ア) 当市からの情報入力および各種設定、集計作業等は、インターネットに接続されたパソコンのブラウザ上で稼働すること
- (イ) 最新の Google Chrome、Microsoft Edge で動作できることを保証すること
- (ウ) ユーザ ID とパスワードによりシステムへのログイン認証が可能であること
- (エ) ログイン認証時に 2 段階認証が可能であること
- (オ) ユーザ ID については、システム全体の権限を持つ管理者権限や、記事作成権限など、柔軟な権限設定が可能であること
- (カ) バージョン未更新の利用者に対して、アプリの更新を促す通知や仕組みの有無および実現方法について、提案書で明示すること。
- (キ) スマホから簡易配信が可能であること
- (ク) スマホ用の配信管理アプリでは、スマホ用に画面が最適化されていること

8.3 情報配信機能

配信管理アプリで入力したお知らせ情報をスマホアプリに PUSH 配信する機能を提供する。情報配信機能は以下の要件で備えるものとする。

- (ア) 配信管理アプリで入力したお知らせ情報をスマホアプリに配信すること
- (イ) 画像および文字情報は、スマホアプリに配信可能であること。
音声による配信機能については、実装の可否および配信手法（音声合成、音声ファイル添付等）を提案にて示すこと。
- (ウ) 配信された情報の見直し、聞き直しができること
- (エ) 緊急度に応じて鳴動方法、表示方法を変えられること
- (オ) 情報を受信した際、PUSH で通知が自動的に表示されること
- (カ) PUSH 通知は端末がスタンバイ状態、もしくは他アプリ起動中であっても

通知されること

- (キ) お知らせ情報毎にカテゴリを作成することができ、アプリ側でカテゴリ毎に表示することができること
- (ク) 上記カテゴリは配信管理アプリで作成、編集、削除ができること
- (ケ) お知らせ本文は、全角 1,000 文字以上入力できること
- (コ) お知らせのタイトル/本文のキーワード検索等が可能であること
- (サ) 配信管理アプリでお知らせ情報毎に以下設定ができること
 - A) テンプレートの設定ができること
 - B) カテゴリの設定ができること
 - C) タイトルの設定ができること
 - D) 即時配信に加え、配信日時を指定して配信ができること
 - E) 配信先を限定し、特定の地域やグループにのみ配信する設定が可能なこと
 - F) 画像、PDF ファイル、音声データの添付ができること
 - G) 上記音声データの inputs は、配信管理アプリ上で生成（マイク入力およびテキストから音声合成）および音声ファイルアップロードが可能であり、配信前の音声を配信管理アプリ上で確認できること
 - H) Web ページのリンクが添付できること

8.4 緊急モード機能

当市が災害に見舞われた際、住民が警戒すべき状況であることを直感的に把握できるようにするため、スマホアプリは緊急モードまたはこれに準ずる機能を備えるものとする。本機能は、以下の要素を含む構成とし、同等以上の効果を有する提案については、これを認めるものとする。

- (ア) 緊急モードに切り替わるとスマホアプリが赤や黄色など視覚的に注意を促す配色を採用すること
- (イ) 現在どのような緊急状況なのかをトップ画面に表示すること
(例：〇〇地区避難勧告発令中)
- (ウ) 通常モードと緊急モードの切り替えは配信管理アプリで行うこと

8.5 防災行政無線との連携機能

当市からの一元的な情報配信と、配信経路の多重化を目指した防災行政無線との連携を行う機能を搭載する。本機能は以下の要件を備えるものとする。

- (ア) 複数メディア連携サーバ等を介して防災行政無線システムから送られてきた

テキストデータを受信し、アプリへ自動配信できること。また、同様に音声データの配信も可能であることが望ましい。音声データの配信が実現可能な場合は、加対象として評価するものとする。なお、防災行政無線から受信する音声データについては、原則として wav 形式を想定する。

- (イ) (ア) の自動配信について、火災通報などの緊急情報は、消防団員等の特定利用者に対し強制的に発報できる機能を有することが望ましく、これを実現可能な場合は加対象として評価するものとする。
- (ウ) 件数に関わらず 90 日前もしくは過去 300 件以上の防災行政無線放送内容を文字情報による確認と、音声再生ができること
- (エ) 配信先を限定し、特定の地域やグループにのみ配信する設定ができること
- (オ) 防災行政無線設備との接続方法や時期は別途当市と協議の上、決定すること
- (カ) 連携方式については、原則 FTP もしくは SMTP 方式を想定しているが、本年度実施を予定している「令和 7 年度防災行政無線管理事業赤磐市デジタル防災行政無線親局設備更新工事」にて決定した請負業者(令和 7 年 7 月末決定予定)と協議し、API 方式等を採用することができるものとする。

8.6 J-Alert 情報配信機能

本ソフトウェアでは、J-Alert で受信した情報を迅速に配信するため、システム間連携を行い、自動でスマホアプリへ情報配信する J-Alert 連携機能を有し、以下の要件を備えるものとする。

- (ア) 件数に関わらず 90 日前もしくは過去 300 件以上の J-Alert 情報を文字情報による確認ができること
- (イ) 当市の J-Alert 情報について、J-Alert 受信機からの直接取得、または防災行政無線からの取得など、取得方法の種類を問わず、アプリへ確実かつ迅速に配信できること
- (ウ) 防災行政無線や J-Alert 受信機等から取得される情報が重複して配信されないよう、連携方法を提案すること。

8.7 L-Alert 連携機能

本ソフトウェアでは、L-Alert とシステム間連携を行い、受信した防災関連情報等を防災アプリに自動で配信できる機能を有すること。

- (ア) Lアラートシステムに入力された避難情報と避難所情報をアプリへ連携配信できること
- (イ) 連携に使用する方式は、L-Alert の運用ルールに準拠し、確実な情報伝達が

可能な構成とすること

8.8 HP連携機能

配信管理アプリからスマホアプリに情報配信する際に、当市HPへも同じ情報連携配信できること。連携の詳細仕様に関しては、HP構築業者と別途協議の上、決定すること

8.9 オンライン地図機能

当市が保有する防災に関わる位置情報付データを地図上に表示し閲覧できるよう、マップ機能を設ける。具体的な実現方法を提案すること。

8.10 多言語機能

防災アプリ及び配信される文字情報は、英語での表示・配信が可能であること。また、英語以外の外国語（例：中国語、韓国語等）による配信機能については、提案可能な言語および実現方法を提案書にて提示すること。

当該言語対応の内容は、プロポーザル評価における加点対象とする。

8.11 拡張機能

本ソフトウェアを利用し、住民に有益な活用方法があれば独自提案を可能とする。独自提案について以下を明記すること。

- (ア) 利用シーンおよび利用方法
- (イ) 機能の有効性（実績があれば明記）
- (ウ) 初期費用および運用費用

8.12 加点対象提案機能

拡張機能のうち、以下の項目については加点対象となるものとする。なお、これ以外の提案であっても、発注者が有益と判断したものについては、同様に加点対象となるものとする。

- (ア) コンテンツ配信機能
当市がホームページ等で公開している広報誌やゴミカレンダー等のコンテンツを本ソフトウェアでも閲覧できるようなコンテンツ配信ができること。
- (イ) 写真投稿機能

災害発生時、本市職員や消防団員などが被災現場の状況をスマートフォンで撮影し、その情報を共有できること。

(ウ) 職員参集機能

災害発生前および発生時、職員の登庁可否を災害対策本部で一括確認・管理が可能であること。

9. 構築作業要件

受注者は本システムの構築作業にあたり、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 構築作業に必要な機材および回線環境は、受注者の責任において準備すること。
- (イ) 構築時には所定の機能テストを実施し、その結果についてはシステム納入時に検査成績書として提出すること。
- (ウ) セキュリティ管理体制を確保するため、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する情報処理安全確保支援士試験の合格者、またはこれと同等の能力・業務経験を有することを証明できる者を、1名以上セキュリティ管理責任者として配置すること。

10. 安定稼働に関する要件

10.1 サーバ

本業務で構築する防災情報配信システムは、安定稼働および継続的なサービス提供を確保するため、以下の要件を満たすものとする。

- (ア) クラウドサーバを使用し、当該サーバ提供事業者及び受注者は、情報セキュリティマネジメントに関する以下の認証を取得していること。
 - ・ ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001
 - ・ ISO/IEC 27017 または JIS Q 27017
- (イ) システムは日本国内に設置された、かつ物理的に異なる2拠点以上のデータセンターにより構成されること。
- (ウ) 電力供給は2系統以上で構成され、無停電電源装置（UPS）によるバックアップ電力供給が可能であること。

- (エ) 24 時間 365 日の監視・障害対応体制を有していること。
- (オ) DDoS 攻撃防御、WAF 等の対策により、外部からの不正アクセスを防止するセキュリティ機構を備えていること。

10.2 ネットワーク利用環境

管理用 Web アプリケーションは、以下のネットワーク環境において正常に動作すること。

- (ア) 当市庁舎内のインターネット接続系 LAN を経由して利用可能であること
 - (イ) 将来的に当市職員以外からの情報入力を想定し、一般的なインターネット回線においても利用可能であること
- なお、ネットワーク通信環境の詳細については、導入前に発注者（担当部署）と十分に協議すること。

10.3 将来的な運用・保守業務に関する参考事項

本業務は、防災情報配信システムの構築および導入に関する契約であり、運用・保守業務は契約対象に含まない。ただし、今後、別途締結される予定の保守契約において必要となる体制構築の参考とするため、以下に示す項目について、将来的な保守業務の実施に向けた体制および対応方針の例示を提示すること。また、当該例示に係る参考費用の見積書も併せて提出すること。

- (ア) 運用・保守業務の全体フロー（障害対応、定期保守、問い合わせ対応等）
- (イ) 当市からの技術的問い合わせ・障害通報への対応体制（対応時間、窓口、対応手順）
- (ウ) クラウドサーバに対する監視・メンテナンス体制
- (エ) データバックアップの取得・保管方針
- (オ) 防災情報配信ソフトウェアの保守体制（アプリ・配信管理機能を含む）
- (カ) その他、運用・保守業務上、受注者が必要と判断した事項

なお、本項に記載する内容は、提案時点における体制および対応方針の例示とし、将来的な保守契約においては当市との協議により別途定めるものとする。

11. 本業務に係る費用の算定方法について

本業務費用には、スマホアプリの公開までの業務および納品物に係る一切の費用を含め

ること。

1 2. 検査及び検収

(ア) 搬入検査

材料及び機器類の搬入時に実施する。

(イ) 完成検査

整備完了後、当市の指定する日に当市の監督員もしくは検査員が実施する。

(ウ) 検収

検収には当市の監督員もしくは検査員も立ち会うものとし、その検査合格をもって機器性能の検収とする。なお、検査に必要な車両及び計測器等は無償で準備するものとする。

1 3. 留意事項

(ア) 本仕様書に示す機能等は、主要事項を記載したものであり、明記されていない事項であっても、本業務の目的を達成するうえで必要かつ合理的と認められる機能・対応については、当該仕様に含まれているものとみなす。

(イ) 受注者は、本業務で知り得た市の機密事項、稼働中の他のシステムの情報について、第三者に漏らしてはならない（履行終了後・契約解除後においても同様とする。）。市が提供する資料については、原則、貸与品とし、特に指示がない場合は、運用開始日までに返却すること。また、市の許可なく当該資料を複写し、又は第三者に提供してはならない。

(ウ) 受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ当市の承認を得た場合は、この限りではない。

(エ) 本システムの各機能の運用開始日から起算して1年以内に瑕疵等が発見された場合は、受注者の責任において、無償で修復等の作業を実施すること（運用開始後1年経過後においても、受注者の故意又は重大な過失に起因するものについては、同様の扱いとする。）。

(オ) 受託者は、本業務において特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の第三者の権利（以下「特許権等」という）を含む材料または履行方法を使用する場合、その

使用に関する一切の責任を負うものとする。

(カ) 本仕様書に記載された事項の実現に要する費用は、特段の定めがない限り、すべてプロポーザルにおける提案額に含めること。

14. 疑義

本仕様書に定めのない事項、または記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者及び受注者の協議により解決を図るものとする。

15. 担当部署

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344

赤磐市 総務部 暮らし安全課

TEL：086-955-2650

FAX：086-955-1353

E-mail：kurashianzen@city.akaiwa.lg.jp